Labor　Management　2025年11月号 VOL.434

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR
〒530-0004　大阪市北区堂島浜1-1-8
堂島パークビル3階
tel 06-6345-3777 fax 06-6345-3776

被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて

令和8年4月1日より、被扶養者認定における年間収入の判定方法が変更されます。

制度変更の主要ポイント

労働契約による判定

労働条件通知書等に規定される時給・労働時間・日数等から算出した年間収入見込額が130万円未満(60歳以上または障害者は180万円未満、19歳以上23歳未満は150万円未満)である場合に被扶養者として認定されます。

時間外労働の扱い

労働契約に明確な規定がなく、契約段階では見込み難い時間外労働に対する賃金等は、年間収入には含まれません。これにより、予見可能性が向上します。

給与収入のみの場合

認定対象者が給与収入のみである旨を申立てることで、新しい取扱いが適用されます。年金収入や事業収入等がある場合は従来通りの判定方法となります。

実務上の重要な留意事項

臨時収入が発生した場合

被扶養者認定後、確認時において臨時収入により結果的に年間収入が130万円以上となっていることが判明した場合でも、当該臨時収入が社会通念上妥当である範囲に留まる場合には、被扶養者の認定を取り消す必要はありません。

ただし、実際の年間収入が社会通念上妥当である範囲を超えて130万円を大きく上回っており、労働契約内容の賃金を不当に低く記載していたことが判明した場合には、被扶養者に該当しないものとして取り扱われます。

適用開始時期

本通知による取扱いは令和8年4月1日から適用されます。

認定日が4月1日以降となるものについて適用され、令和8年4月1日より前に遡って認定する場合は、従来の取扱いにより判定することとなります。

労働契約内容が確認できる書類がない場合は、従来通り勤務先から発行された収入証明書や課税(非課税)証明書等により年間収入を判定します。

詳細は下記の資料をご確認下さい。 なお、NSR通信11月号に「通達」と「Q＆A」の全文を掲載しています。

(保保発1001第3号R7.10.1)被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて
(事務連絡R7.10.1)被扶養者の認定における年間収入の取扱いに係るQ＆Aについて

特定社会保険労務士　中島康之